

研修報告書「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」

島根県男女共同参画サポーター
村上 光言

私は、下記の実施要項の研修会に参加しましたので報告致します。

1. 主 題

「女性のエンパワーメントと男女共同参画社会づくり
～学ぶ・つながる・広がる・変わる～」

2. 主催・会場

独立行政法人 国立女性教育会館
〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番地

3. 期 日

平成21年8月28日（金）～8月30日（日） 2泊3日

4. 参加者

1200名
内 島根県参加者
県男女参画サポーター 村上光言
島根大学男女共同参画室&医学部附属病院女性スタッフ支援教室

5. 参加目的・課題

私は今年度より島根県男女共同参画サポーターの委嘱を受け、その活動を模索中です。今までも「ひよっこ一座」の一員として、小学校やコミュニティセンターで寸劇を行い、「男の役割」・「女の役割」を演じて、その後で話し合いをもち、ジェンダーについてなど男女共同参画の啓発活動や問題提起を行ってきました。しかしこの寸劇もテーマなどマンネリ化してきた感があり、新しくスキルアップするための活動を模索中です。この研修を受講することで、それに役立てたいと思い参加しました。

6. 日程・受講内容

第1日 8月28日（金）

（1）基調講演

・講師：文部科学省生涯学習政策局長 板東 久美子

男女共同参画社会10年の歩み・今後の推進の課題と方向・新たな段階に向けて～次期基本計画の策定についての講演があった。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の現状を考えてみると、生活困窮者が多い中、雇用機会均等法・労働基準法・改正パートタイム労働法・育児介護休業法等の完全実施をどのようにするか疑問に思った。

（2）リレートーク

1) 「未来へのメッセージ～私が変われば社会も変わる～」

・講師：株式会社キュービスタ取締役 横井 千香子

パート社員として働き続け、19年目に部長へ抜擢され、その後取締役になった。メルシーと言ってもらえるような仕事をする事が大事。そのためには「真心」「思いやり」を持って仕事をする事。

2) 「ママだからこそできる！」

輪母（わはは）！と笑いながら可能にする子育てしやすい社会づくり

・講師：特定非営利活動法人わははネット理事長 中橋 恵美子

結婚・引っ越し・出産を機に気づいたこと、つまずいたこと。それは「医療型保育所」の必要性であった。医療型保育所の設立を機に、「地域型密着型子育て情報の発信を！」と子育て情報携帯配信システムを構築。アナログ型情報交換井戸端の場としての「子育てひろば」の開設。など活躍中で、モットーは「自分ひとりで出来ないことは仲間と共に。それで無理なら外部（行政・企業・地域）のパワーを巻き込んで」。「愚痴・不満・つまずきはチャンスである」。とのこと。

3) 講師：中央大学教授・内閣府男女共同参画会議民間委員 山田 昌弘

近年20代女性の専業主婦指向が強まってきている。（内閣府世論調査）原因は

- ①格差社会の進行により非正規雇用が増えたこと。
- ②男女差別解消政策が、高学歴、仕事能力のある女性に対する施策が中心となり、学歴や仕事能力が高くない女性が放置され、結果として男女平等を望まない若年女性を増やしていることである。

また、経済状況の変化により「女女格差の広がり」・正社員中心の社会保障制度（育児休業など）・能力のある女性が活躍すれば、より多くの女性にもチャンスが広がると言うようなことは、幻想に過ぎないことがわかったこと。（女性の連帯という幻想）

派遣村は殆どが男性（女性も沢山切られているのに）～何故だ！

- ①パラサイト化の進行～親との同居
- ②非婚率の増加
- ③不可能性の中の専業主婦志向など

まとめ

若者が安定した生活が出来ないことが、若者の保守化をまねいている。新しい形の男女参画の構築が必要。～子供の自立支援・親の考え方、感覚の啓発など

4) 政治とくらし～W・P・I・Y（女性展望IN山形）の会

「女性地方議員ワースト1の山形・返上のために」のテーマでのシンポジウムが行われた。私の妻も昭和26年の町村合併以来初の女性町会議員（保守系無所属）として2期務めましたので、興味を持って参加しました。支持基盤もなく、ただ町内会推薦と支援グループの女性の方々と一緒に「女性の声を議会へ」と訴えて当選した妻は、唯一の女性議員として男性議員や役場職員にも緊張感を与えたのは事実だと思います。今回のシンポジウムでも、「政策決定に女性の意見を入れることこそ、女性の地

位向上に繋がる」・「いまこそ男女参画社会の実現に向かって、団結しよう」との話し合いに賛同しました。

5) 夜～交流会参加 (いろいろな活動をしている人と出会えて良かった)

第2日 8月29日(土)

■午前

(1) 寸劇「飯塚家の風景」～川越参画座

私たちの「ひよとこ座」と同じパターンではあったが、おばあちゃん・父親・母親・こどもの各々の立場尊重しながら助け合う家族の必要性とおばあちゃんと父親の公園デビューを通して地域とのつながりが3幕で45分でまとめられていた。脚本も良くできていて感心した。終わってからの討論で次のことが話された。

座員数 23名 全員 女性 (男性座員募手中)

練習時間の取り方 原則 土曜日の昼 (時々木曜日の夜8時～9時)

脚本は一人の人に書いてもらい、みんなで話し合っって作成)

公演後の処置～観客に感想を聞いたり、アンケートを回収したりして啓発する。

■午後

(2) 山陰からの挑戦

—島根大学における女性研究者・医療職スタッフ支援事業の歩みと課題

・発表者：津森 登志子 准教授 他 1名

1) 島根大学の現状

- ・県内唯一の総合大学～山陰地方を牽引
- ・採用者平均年齢33才～女性研究者の74%が子育て世代(20～40代)
- ・職住近接・待機児童ゼロ地域
～研究・家庭の両立にメリットの高い生活基盤キャリア継続の研究環境整備が容易
- ・全国から若手研究者を採用(自校出身者5%)～女性研究者採用比率22%
(平成20年1月1日から12月30日)

2) 男女共同参画の歩み

①2006年

- ・島根大学男女共同参画推進委員会・ワーキンググループを本田学長(当時)のトップダウンで設置。委員長 本田学長。
- ・附属病院内に「うさぎ保育所(愛称:ニコニコうさぎ～病児・病後児保育)」開設。
1回 2000円でシッター 定員 6名 現在 稼働率50%
- ・基本理念及び基本方針策定

②2007年

- ・推進ワーキンググループによる意識啓発、広報活動、女性研究者のニーズ調査。休養室設置、女性相談充実。ポジティブアクション(現状分析と部局長ヒアリング)。

- ・文科省G P「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」に採択される。

医学部付属病院女性スタッフ支援室設置。～キャリア教育・メンター（経験豊富な先輩教職員）制・病児病後児保育室・看護師復帰トレーニング支援・テレワークを行う。

平成20年クライアントは学生 27件、教職員 18件、院生 11件、研究員1件

スキルアップ・復帰支援は、オンライン在宅学習システム視聴による自己学習・フィジカルアセスメント技術講習など受講。2名の受講生有り、いずれも附属病院に復帰された。

③2008年

- ・平成20年度科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業に採択。
「地方から開く女性研究者の未来 in 島根」～全学的な女性研究者の支援体制。
目標；*子育て、介護期にある女性研究員への包括的支援によって、研究の継続性を高める。
*新規採用の女性研究者比率を25%まで引き上げる。
*大学の管理運営・意志決定に係わる全額委員会の半数以上の委員会に、1名以上の女性研究者を参画させる。
*博士課程に在籍する女子院生を20%まで引き上げる。
～昨年25%になった。

3年間の事業を経て、効果検証を行い、効果が高いと認められる事業・取り組みを大学の経費で引き続き行う。

- ・島根大学男女共同参画推進室（全学組織）の設置と開室式。（H・20・10）
従来のワーキンググループも島根大学男女共同参画専門委員会に変更。
- ・男女共同参画室の愛称「さぽっと（support）」とロゴ決定。（公募により）
- ・専属スタッフを配置。（教授、専任講師、技術補佐員）

3) 課題（医学部中心の）

- ・低い稼働率 50%を切る。
- ・シッター（特に看護師）の確保が困難。
- ・シッターのコーディネートが必要～病棟保育士として勤務出来るように。
- ・相談窓口の問題点
 - メンターの利用度が低い。
～宣伝・メンタートレーニング（講習会など）を行う。次世代育成も。
 - カウンセラーの活用
～「さぽっと」との連携を密に。相談を待つのではなく割り当て面接」をしては？
管理職に働きかける。コンサルディンションで各部署と連携を密に。
ケース検討会を行う。など

- (3) 「よっちゃばれ！寸劇の効果的な使い方、教えちゃう」劇団さくらっ子（甲府市）
- 1) 成り立ち～甲府市の女性市民会議出身者により立ち上げ。団員は全員女性。
代表 清水 武子。
 - 2) 活動～男女共同参画に留まらず、環境問題、地球温暖化防止へと発展している。
又、寸劇だけではなく紙芝居も行う。練習日は火曜日の昼と夜で、団員の都合に合わせて昼と夜を選択。
 - 3) 問題点～・メンバーの確保
・練習時間の確保
・なかよしクラブでよいか
・レパトリーの拡大は、男女共同参画としてよいか悪いか など
 - 4) 存続できた理由～・団員の意識が高い
・シナリオの豊富さ（団員の中にシナリオライターがいる）
・小道具の充実 など
 - 5) 山梨県男女共同参画推進団体賞を受賞
 - 6) 寸劇の効果的な使い方
寸劇のメリット～・わかりやすく伝えることができる。
・楽しく実施できる。
・リアルに表現できる。
・感動を与えることができる。
- 効果的な使い方
～やりっ放し型・テストスピーカー型（前座型）・ワークショップ型（丸抱え型）
とあるが、目的に応じた使い方を適時行うことができること。

いずれも、理想を実現するために長期的視野に立って、何を目的とするかを把握して実施することが必要である。

第3日目 8月30日（日）

- (1) 変わる世界、変えよう日本
～社団法人 国際婦人教育振興会によるオランダ・ドイツ視察報告
- 1) ワーク・ライフ・バランスの先進国オランダ
オランダの労働状況は、労働者の50%近くがパート労働者で、それも正規雇用者である。通常勤務労働者もフレックス・タイム制をとることができる。この他にフレックスワーク（派遣、有期雇用）労働者も7～8%いるが法的保証がされている。現在、夫婦でパートと通常労働で1.5倍稼ぐコンビネーションシナリオが推奨されている。訪問した家庭でも、夫婦で家事と育児の分担を日毎に行っていた。との報告でした。
- 2) 社会福祉ドイツの視察
ドイツの社会福祉制度は医療保険、年金保険、労災保険、介護保険、失業保険の5

つの柱からなっている。さらに家族給付調整（児童手当、税制優遇措置）や、年金生活者と就労不能な人のための基礎保障などがある。しかし現在、高齢化、少子化、労働市場の変化などにより財政的な危機が起こり、社会保障制度網を維持・確保するために、広範な改革が行われている。

①医療・保険制度改革

400万以上の雇用を擁する医療、保健機関はドイツ最大の雇用分野である。GDPの10.7%が医療に費やされているが、経費抑制法のおかげで医療費の上昇率は実質1.3%である。（OECD平均4.3%）

②年金制度改革

公的年金の支給開始年齢が65歳から67歳に引き上げられる。これと平行して50歳以上の従業員を採用した雇用主に対し、採用補助金を支給する「イニシアティブ50プラス」とよばれる施策が行われる。最近公的年金に加えて企業年金や個人による老齢保障の重要性が高まっている。

③介護保険制度改革

ドイツでは1995年1月に介護保険法が施行され在宅介護給付は4月から、施設介護は97年7月から始められた。施設介護を実施するまでの2年余の間に保険料をストックしていたという。（ドイツの介護保険をモデルにしたといわれている日本は、直ぐに財源に税金を使った。）

介護保険料は就労者が50%、雇用者が50%を受け持つ。就労者は給料の1.9%を払う。子育て就労者は1.7%である。保険料を納めるのは、年齢ではなく、見習いやパートであっても、収入があるその時点から支払わなくてはならない。

④多世代共生住宅（ユング・ウント・アルト）

日本と同じように少子高齢化の進むドイツで、20年前、地方自治体が支援する福祉財団や公益法人などが運営の中心となって登場した。2007年にはメルケル首相の国家レベルでの支援表明で、2010年には400カ所以上に建設予定である。視察訪問された共生住宅は、1棟に12室、3棟有り、全部で36室、1歳から90歳までの人が住んでいる。1室の広さは、平均50㎡、3DK、2DK、1DKがあり、一番大きいのは77㎡。入居者には身体障害者の方もおり、入居者はほとんど独居で生活保護を受けている人も多い。

子供がいる家は1階で庭付き。高齢者は2階以上で、バルコニーから子供が遊んでいるのが見える。住宅内には高齢者のお母さんが単身で入り、娘夫婦がファミリーで住んでいるというお宅もあった。

(2) アニバーサリートーク～女子差別撤廃条約国連採択から30年を振り返って

- ・講師：赤松 良子 元女性差別撤廃条約委員会委員
元国連公使（ニューヨーク）
- 山下 泰子 国連NGO国際女性の地位協会会長

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク代表世話人
(欠席) 森山 真弓 前衆議院議員
国連婦人の十年世界会議 (ナイロビ) 日本政府主席代表
(衆議院議員選挙のため欠席～テレビ映像によるメッセージ有り)

・コーディネーター:

嘉嶋 敬 実践女子大学教授、
内閣府男女共同参画会議議員

1979年国連総会で「女性差別撤廃条約」が採択され、1980年コペンハーゲンで開催された第2回世界女性会議で高橋展子デンマーク大使が署名した。その後日本は国籍法改正や男女雇用機会均等法などの国内法を整備して1985年に条約を批准し、世界で72番目に締約国となった。

締約国は、4年ごとに条約の実施状況を国連に報告することが義務付けられている。国連は条約の実施が前進した分野を評価すると共に、さらに取り組みが必要な項目についての勧告を含む総括所見を出します。2003年から23のNGOが集まってネットワークを立ち上げ、NGO報告書を作成し、共同して国連に提出し、審査を傍聴しにニューヨークに行くなど、積極的な取り組みが行われるようになり、国際的な視点で取り組むことが出来るようになってきた。現在では45のNGOの参加となっている。

1999年、条約の実効性を高めるための「選択議定書」が国連総会で採択された。この議定書は、人権侵害を受けた個人やグループが直接通報出来る「個人通報制度」と重大な組織的侵害を示す信頼すべき情報を受け取った場合に調査を行うことが出来る「調査制度」からなっている。現在、条約の締結国186カ国中、97カ国が批准しているのに、日本は批准していない。「国際規範の受け入れの少ない日本」と残念がって話された。

国際社会におけるNGOの力の大きさに感心しました。

森山真弓先生のメッセージに、1985年「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議における日本主席代表演説で、与謝野晶子の詩「山の動く日来る」を読み上げられた。ここに、感動を持ってその詩を紹介し、2泊3日の国立女性教育会館での研修報告といたします。

山の動く日来る
かく云えど人われを信ぜず。
山は姑く眠りしのみ、
その昔彼等皆火に燃えて動きしものを。
されど、そは信ぜずともよし、
人よ、ああ唯これを信ぜよ、
すべて眠りし女今ぞ目覚めて動くなる。

(与謝野晶子)